

「テレワーク」で働きやすい環境づくりを!

時間・場所を有効に使えるので助かります

長時間労働で健康を損なわないようにね

社長! ワーク・ライフ・バランスも大切ですね!



時間外労働等改善助成金

テレワークコース

在宅やサテライトオフィスを活用したテレワーク導入を進める**中小企業事業主**を支援します。

※大企業は助成金の支給対象外です。

1企業当たりの助成金上限額は

150万円です。

助成金の申請も忘れずにね!



💡 **働き方を変えてみませんか?**

育児・介護と仕事の両立を支援

通勤時間の負担を軽減

仕事の効率アップ

優秀な人材の確保

災害等出社困難時も事業継続

助成金利用の流れ

1 「時間外労働等改善助成金交付申請書」を事業実施計画などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出

※後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます。

2 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

3 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに**支給申請** 締切は2月末日

※厚生労働省から助成金が支給されます。

交付申請の締切は

12/2
(月)

まずは、**テレワーク相談センター**にお問い合わせください。

お問い合わせ先

テレワーク相談センター

東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階



0120-91-6479

<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワーク 相談

検索

※時間外労働等改善助成金テレワークコースに関する申請書や問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、(一社)日本テレワーク協会により行われています。

対象
事業主

**テレワークを新規で導入する
中小企業事業主**

※試行的に導入している事業主も対象です。

又は

**テレワークを継続して活用する
中小企業事業主**

※過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です。

中小企業事業主の範囲

▶ A又はBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A.資本又は出資額	B.常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

1. 支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、下記の取組をいずれか1つ以上実施して下さい。取組に要した経費の一部を助成します。

<p>テレワーク用通信機器*の導入・運用</p> <p>(例)・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など</p> <p>※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません</p>	<p>就業規則・労使協定等の作成・変更</p> <p>(例) テレワーク勤務に関する規定の整備</p>
	<p>労務管理担当者に対する研修</p>
	<p>労働者に対する研修、周知・啓発</p>
	<p>外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング</p>

2. 成果目標

支給対象となる取組を実施する際は、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指して実施してください(達成状況に応じて支給額が変わります)。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。
- 評価期間において、対象労働者が在宅又はサテライトオフィスでテレワークを実施した日数を週間平均1日以上とする。
- 年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる
又は
所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる。

3. 評価期間

「成果目標」の達成の有無は、事業実施期間（交付決定の日から令和2年2月15日まで）中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。

※評価期間は、申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

4. 支給額

「支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部※を、「成果目標」の達成状況に応じて助成します。

※以下の「対象経費」に該当する費用が対象です。

対象経費	助成額
<p>謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費</p> <p>※契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等で「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象。</p>	<p>対象経費の合計額 × 補助率 (上記の額が上限額※を超える場合は上限額を支給)</p> <p>※「1人当たりの上限額」×対象労働者数又は「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額。</p>

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	20万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

支給例 従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり30万円の機器を導入する場合
 所要額30万円×5人=150万円
 成果目標達成の場合 → 20万円×5人=100万円を助成
 成果目標未達成の場合 → 10万円×5人=50万円を助成

お問い合わせ先 ▶ **テレワーク相談センター** 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階 ☎ **0120-91-6479** <https://www.tw-sodan.jp/> **テレワーク 相談 検索**

※時間外労働等改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、(一社)日本テレワーク協会により行われています。